

## 第1 特例措置の概要

第2に該当する工事の受注者は、工事請負契約約款第19条の規定により「旧労務単価」に基づく契約を「新労務単価」に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を、また、第2の1に該当する設計等委託（建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査及び工事監理業務。以下同じ）の受託者は、委託契約約款第7条の規定により、「旧技術者単価」に基づく契約を「新技術者単価」に基づく契約に変更するための契約金額の変更の協議を、国分寺市に対し請求することができる。

## 第2 具体的な取扱い

- 1 令和8年3月1日以降に契約を締結する工事又は設計等の委託のうち、「旧労務単価」又は「旧技術者単価」を適用して予定価格を積算しているもの  
次の方式により変更後の契約金額を算出する。ただし、変更協議が整う前に支払手続きが済んでいる場合は、この取扱いの対象外とする。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ次を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：「新労務単価」又は「新技術者単価」及び当初契約時点の物価により積算された  
予定価格

$k$ ：当初契約の落札率

- 2 令和8年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、同年3月1日において工期の始期が到来していないもの  
「インフレスライド条項の運用について（暫定版）」の内容を準用する。
- 3 令和8年2月28日以前に契約を締結した設計等委託  
本措置の対象外とする。

## 第3 請求期限

第2の1による契約金額の変更協議の請求期限については、工期末が令和7年度内の工事又は設計等委託の場合は工期末の15日前（土・日・祝日を除く。）までを原則とし、それ以外の工事又は設計等委託の場合は契約を締結した日から2か月以内とする。

## 第4 請求方法

協議の請求は別紙の様式によることとし、上記請求期限までに契約管財課に請求する。